

大口町告示第99号

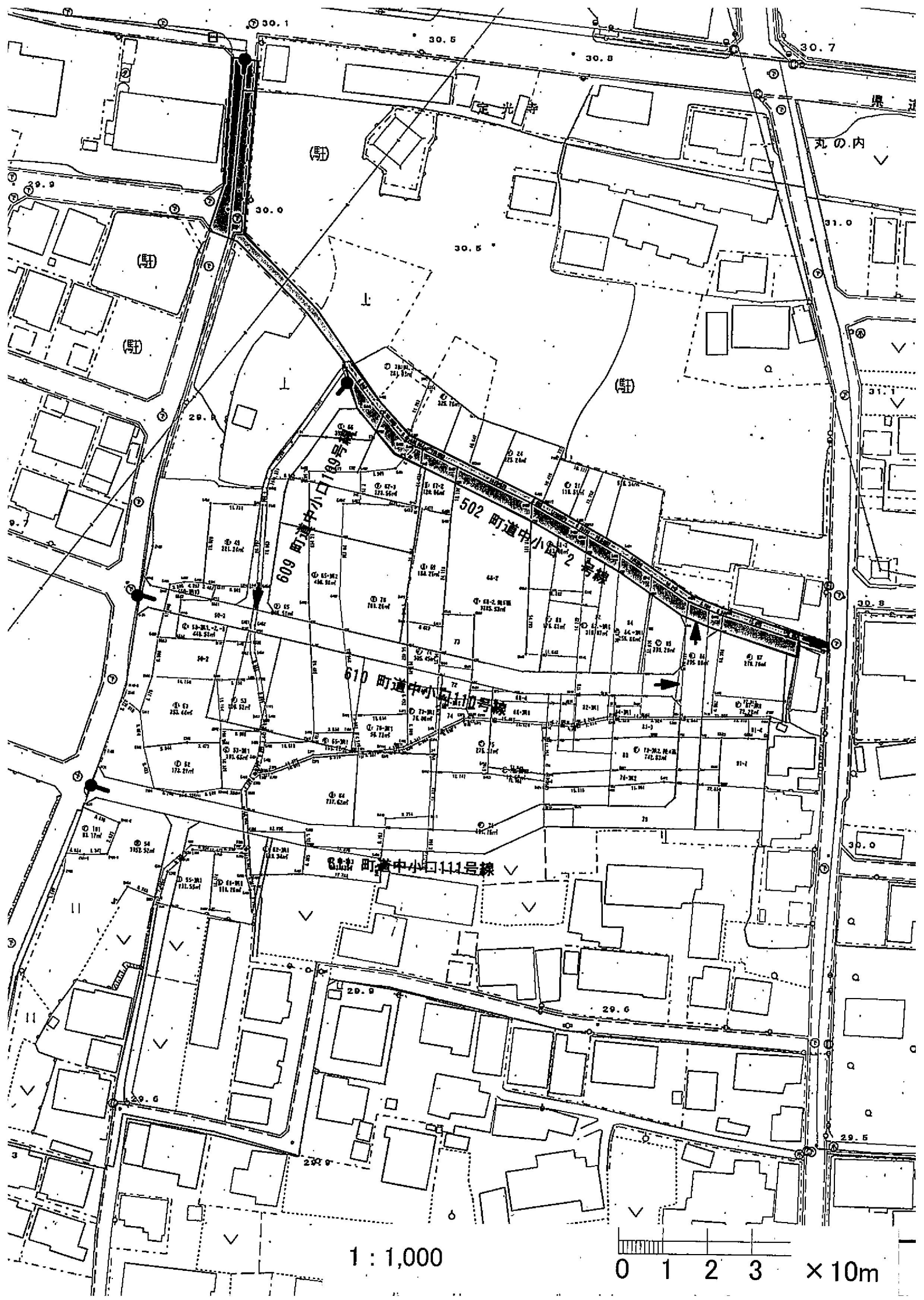
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月18日

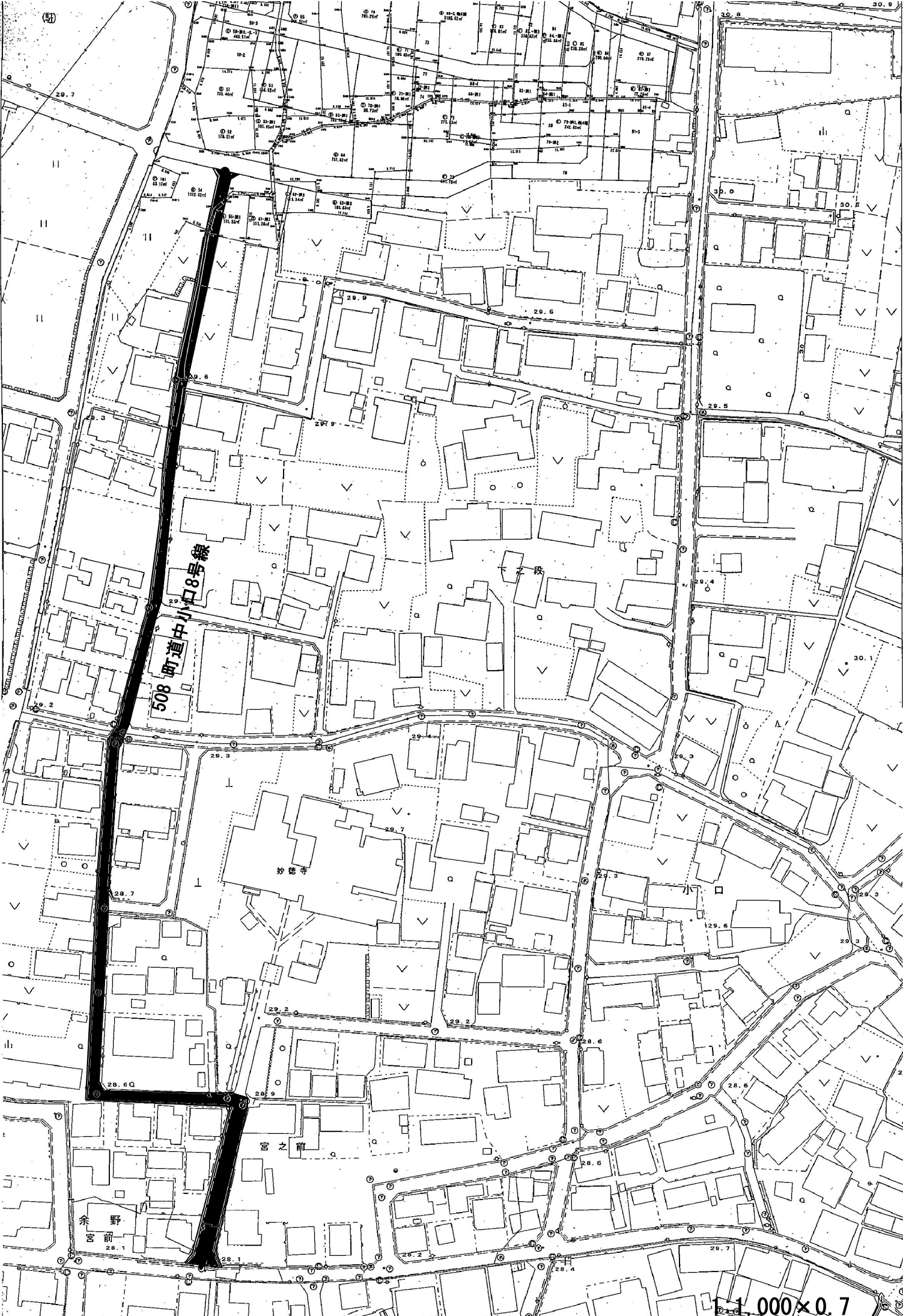
大口町長 鈴木雅博

路線 番号	路線名	新 旧	区 間	敷地幅員	延長
502	中小口2号線	旧	大口町余野三丁目 103 番地先 から大字小口字地藏堂 88 番 1 地先まで	1.5~8.0	208.7
		新	同	1.5~8.0	208.7
508	中小口8号線	旧	大字小口字地藏堂 66 番地先 から大字余野字宮前 34 番 1 地先まで	1.2~10.5	513.7
		新	大字小口字地藏堂 54 番地先 から大字余野字宮前 34 番 1 地先まで	3.5~10.5	388.7



1 : 1,000

0 1 2 3 × 10m



508 町道中小口8号線

妙徳寺

野前

1:1,000 x 0.7